

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場 議事要旨

日 時：令和元年 8 月 2 日（金） 11:00～12:00

場 所：中央合同庁舎 5 号館 厚生労働省省議室

○柴田室長 定刻となりましたので、ただいまから第 1 回「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

議事進行役を務めさせていただきますのは、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長の柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、本協議の場の構成員を御紹介させていただきます。

資料 1 別紙の構成員名簿をごらんください。

尾崎正直高知県知事でございます。

村岡嗣政山口県知事でございます。

太田稔彦豊田市長でございます。

清水勇人さいたま市長でございます。

○高橋副市長 代理の副市長の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○柴田室長

成澤廣修文京区長でございます。

吉田信解本庄市長でございます。

金森勝雄舟橋村長でございます。

後藤正和神山町長でございます。

続きまして、国側の構成員の紹介をさせていただきます。

根本厚生労働大臣でございます。

厚生労働省子ども家庭局長、渡辺でございます。

そのほか、構成員ではございませんが、私も含め、担当の審議官、課室長が出席しております。

それでは、本協議の場の開会に当たりまして、国側を代表して、根本厚生労働大臣より御挨拶を申し上げます。

○根本厚生労働大臣 厚生労働大臣の根本匠です。

本日は、「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場」にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

各自治体において、何よりも子どもの命を守ることを最優先に、児童虐待防止に向けて御尽力いただいていることに深く感謝をいたします。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は、平成30年度には15万件を超えるなど、依然と

して増加が続いております。幼い子どもの命が奪われる痛ましい事件も後を絶ちません。このような痛ましい事件を根絶していくため、児童虐待防止に向けた体制の強化は待ったなしの課題であり、自治体の皆様と国が力を合わせて立ち向かっていく必要があります。

これまで国では、昨年7月の関係閣僚会議において、緊急総合対策を策定し、昨年末には、新プランにより児童福祉司を2022年度までに約2,000人増員することなどを決定しました。さらに、今年3月には、児童福祉法等の改正案を閣議決定するとともに、制度の運用やこれまでの対策の徹底を図るため、児童虐待防止対策の抜本的強化を決定するなど、順次取り組みを進めてきました。

この改正法についての国会の審議では、児童相談所の設置促進に向けて、中核市や特別区における児童相談所設置に向けた国の支援や、児童相談所の体制、専門性の強化など、多くの議論がなされました。全会一致で成立した改正法には、人材の確保や専門性の向上に向けた人事のあり方、児童相談所の設置促進等について附帯決議が行われました。

この協議の場は、こうした国会での審議と改正法の規定等を受けて、児童虐待の防止に向けて、国、都道府県、市区町村それぞれの体制を強化していくために、自治体の皆様と意見交換を行うものであります。

そうした中で、新プランにおいて、今年度1,000名増員するとされている児童福祉司の数は、4月1日時点で約600名の増員となっています。年度末までに新プランの達成に向けて、引き続き、中途採用や異動、再任用など、さらなる努力をお願いいたしたいと考えております。

これらのほか、昨日の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で、自治体における人材確保や質の向上に向けて、補助事業を活用した児童福祉司の専門職採用や、専門性の高い人材育成、また、専門性を確保できる人事異動サイクルや積極的な人事交流などを改めてお願いしています。重ねて私からもお願いいたします。

あわせて、担当部局において、今後、自治体での人材確保の状況や課題等についてヒアリングを行う予定です。あらゆる分野で人材不足が指摘される中、自治体の皆様からお話を伺いながら、国としても、どのような支援であれば自治体の人材確保、育成に資する御支援ができるのか、この場も含めてさまざまな機会を捉えて、皆様から忌憚のない意見をいただかなければならないと考えています。

児童虐待の根絶に向けて、児童相談所や市町村の体制強化や人材確保には、知事、市区町村長の皆様によるリーダーシップが不可欠です。幼い子どもの命が奪われる痛ましい事件を二度と起こさないという決意のもと、今年度も含めて、総力を挙げて人材確保や質の向上を進めていただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

○柴田室長 続いて、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、

資料1 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場について

資料2 今後の検討課題（案）

資料3 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場の今後の進め方（案）

参考資料 児童虐待防止対策について

となっております。

資料の落丁等、不備がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、議事に移りたいと思います。

この「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場」につきましては、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長の成松から御説明いたします。

○成松課長 家庭福祉課長でございます。

資料1に基づきまして、御説明させていただければと思います。

この協議の場の設置の趣旨、あるいはその他につきまして御説明いたします。

趣旨といたしましては、先の通常国会で成立いたしました児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律の規定等に基づきまして、児童虐待防止に向けた課題を整理し、国、都道府県、市区町村における体制の強化を進めるための都道府県等との協議の場を設けるというものでございます。

構成員は先ほど御紹介していただいたとおり、別紙のとおりでございます。

その他といたしましては、

- (1) 協議の場は非公開とする。
- (2) 協議の場の議事要旨は、公開とする。
- (3) 協議の場の会議資料は、原則公開とするが、構成員の同意の下、非公開とすることができる。
- (4) 協議の場の構成員の代理出席を可能とする。
- (5) 協議の場の下にワーキンググループを開催する。
- (6) 協議の場及びワーキンググループは、必要に応じ、関係者の参加を求めることができる。

等としております。

以上でございます。

○柴田室長 今、御説明いただいた内容につきまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、引き続き今後の検討課題及び進め方につきまして、成松より御説明いたします。

○成松課長 続きまして、御説明させていただきます。

資料2でございますが、今後の検討課題として案を示させていただいてございます。

1つ目は、児童福祉法のほうで、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めるという規定が設けられましたので、この参酌基準をどうつくっていくか。地域において児童虐待に

適切に対応できるようにするためにはどういう参酌基準が必要かということをお話し、検討いただければと考えてございます。

2つ目として、児童虐待防止対策を担う人材の確保・育成・人事のあり方ということで、先ほども大臣のほうからお話ございましたけれども、どのようにしてこれを実施できるか、あるいは国としてどういう支援ができるかという検討をしていただければと考えてございます。

3つ目として、中核市・特別区による児童相談所の設置に向けた国が行う施設整備、人材確保・育成等の支援のあり方についても御検討いただければと思っております。

4といたしまして、都道府県、指定都市、中核市・特別区及びその他の市町村の役割分担のあり方につきましても御検討いただければと思っております。

5として、その他これに関連するもの等についてというものでございます。

引き続き、資料3でございます。

このような検討課題というのをどのような場で進めていくかということでございます。

この協議の場につきましては、上のほうに書いてございますとおり、構成員あるいは各首長の皆様あるいは厚生労働大臣、子ども家庭局長の協議の場とさせていただければと思っております。

今後の進め方としては、具体的な検討を行うために、下記の2つのワーキンググループを設置させていただいて、このワーキンググループの進捗状況を含めて、年内をめどに第2回のこの協議の場を開催させていただきまして、両ワーキンググループからの報告を聴取し、協議する。協議の場としてはそういうこととさせていただければと思っております。

2つのワーキングにつきましても御説明させていただきます。

左側のワーキングでございます。「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG」でございます。こちらのほうは、それぞれの体制強化に向けて取り組み事例の収集、要望等についてヒアリングを行いながら、具体的な検討を行うというワーキングでございます。

構成員といたしましては、それぞれの自治体の方々、厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室長、オブザーバーとしてはそれぞれの団体の事務局とさせていただければと思っております。

続いて、右側のワーキング、「児童相談所の設置基準に関するWG」でございます。先ほど申し上げたとおり、改正法に規定されました児童相談所の設置の参酌基準について、具体的な検討を行う。そして、年内をめどに基準を取りまとめるというようなスケジュール感を考えてございます。

構成員としては、先ほどの市区までの自治体の皆様、厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室長。オブザーバーとしては、舟橋村の方とそれぞれの団体の事務局の方々としてはどうかと考えてございます。

説明としては以上でございます。

○柴田室長 今、御説明させていただいた内容につきまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

御意見等はございませんでしたので、こちらで進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柴田室長 それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

構成員の皆様にも順次御発言いただきたいと思います。

誠に勝手ながら、団体ごとにこちらから指名させていただきますので、御発言をお願いしたいと存じます。

ではまず、村岡知事、お願いいたします。

○村岡構成員(山口県知事) 全国知事会におきまして、次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーを務めさせていただいております、山口県知事の村岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずもって、こうした協議の場を設けていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

児童虐待の防止対策に関しましては、児童相談所の児童虐待相談対応件数が、昨日発表がございましたとおり、約16万件近くに及んでいるということがございます。そして、重篤な児童虐待事案が後を絶たない、大変深刻な状況だと思っています。

そうした中で、今年6月の児童福祉法等の改正に当たりましては、我々の次世代育成支援対策PTのほうから提言もさせていただきました。国におかれまして、私どもの意見を十分踏まえていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

こうした本日の協議の場も大変心強く感じているところでございます。全国知事会といたしましても、国と一緒にこの深刻な児童虐待防止対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

せっかくですので、今後の検討課題につきまして何点か意見を申し上げさせていただきます。

まず、児童相談所の設置基準についてですが、この設置基準そのものを標準とすることは、地域の実情に合った児童相談所の配置が困難になると思っておりますので、参酌すべき基準としていただきました点は大変感謝しております。

そして、この具体的な基準を定めるに当たりましては、今回の法改正でも定められました介入的な対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるということなど、児童相談所におきまして組織的な虐待対応の実施が可能な規模を維持する必要がありますので、こうした点も踏まえて、ぜひ参酌基準の検討をお願いしたいと思っております。

次に、役割分担でございますけれども、平成28年の児童福祉法の改正におきまして、子ども家庭支援につきましては、市町村のほうでは住民に身近な場所で相談や在宅支援、ソーシャルワークを実施する。都道府県においては、一時保護や施設入所等の行政処分を伴う業務を行うことといった形で、それぞれの役割や責務が明確化をされたところです。

そうしたことを受けまして、山口県におきましても、児相のほうで受理した虐待通告のうち、泣き声通告ですとか面前DVによります警察からの心理的虐待の通告は、初動対応については市町のほうで行っていただくように役割分担を定めて取り組んでおります。市町の子ども家庭相談対応のレベルアップにもつながっていると思っています。

今後、児童虐待相談件数がさらに増加、そして、複雑、多様化していく中で、市町村と児童相談所の連携を一層強化する必要があると思っています。そのために、役割分担がより明確になるように、地方の意見も取り入れながら、関係機関との役割分担や連携のあり方などについて運営指針等で示していただきますように検討をお願いしたいと思います。

それから、人材確保等についてでございます。児童虐待の問題は大変複雑な問題でございます。こうしたことに対応するには、児童福祉司等の専門性の強化が喫緊の課題だと考えております。

児童相談所の体制強化のため、短期間での児童福祉司の大幅増員ですとか、また、市区町村においても子ども家庭総合支援拠点の設置に向けまして、子ども家庭支援員など、専門的な人材の確保を図ることが必要でありますけれども、一方で、子ども家庭相談分野に従事する専門的な人材の確保が困難な状況となっております。児童福祉司の資格のあり方、研修体制の充実など、人材育成のあり方につきましては、有識者の意見も交えてぜひ幅広く御議論いただきまして、児童相談所や市区町村、子ども家庭相談体制の強化が図れますように検討をお願いします。

次に、中核市・特別区による児童相談所の設置についてでございます。これにつきましては、住民に身近であることで効果的であるといった考えがある一方、身近であることがかえって介入時に毅然とした対応ができなくなるといったデメリットも考えられるところでもあります。また、財政面ですとか人材確保の面での課題もありますので、地域の実情を踏まえた上で総合的に判断すべき課題だと考えております。

そうした上で、まずは中核市、そして、特別区によります児童相談所の設置が現実に進んでいないといった要因につきまして、しっかりと要因の分析を行っていただきたいと考えております。その上で、中核市・特別区による児童相談所の設置に向けました国における支援のあり方の検討を行う際には、中核市・特別区のみならず、我々都道府県等の意見にもしっかりと耳を傾けていただいて、地域の実情を踏まえた支援のあり方の検討を行っていただきますようによろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、今後しっかりと議論をさせていただきたいと思っておりますし、大変深刻な児童虐待の防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○柴田室長 ありがとうございます。

次に、尾崎知事、お願いいたします。

○尾崎構成員（高知県知事） 高知県知事の尾崎正直でございます。

私は全国知事会の社会保障常任委員長を務めさせていただいております。特にこの児童虐待防止対策についての体制強化については、特に村岡知事が少子化対策PT長として御担当されておられるわけでありますが、私からは、全国知事会として、社会保障常任委員長として、また、これまでの経験に基づいたお話を補足的にさせていただければと思います。

まずもって、この持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保って、それぞれの適切な役割のもとで互いに協力しながら取り組みを進めていくことが大変重要だと考えております。そういう中において、今回この児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関して、このような協議の場を持っていただいたことに大変感謝申し上げます。

全体として、この児童虐待防止対策について体制強化を図るということは、極めて重要なことだと考えておりました。そういう基本スタンスのもとで、少し個別事項についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず第一に、児童相談所の設置のあり方についてということでもあります。児童相談所の管轄区域のあり方については、恐らく人口や地理的条件など、地域の実情を踏まえた対応が必要かと思っておりますが、そのほかにも考慮すべき事項というのはたくさんあるだろうと考えております。

例えば、適正な規模。これも非常に重要な要件ではないかと考えております。児童相談所に配置しております職員が、十分な専門性を身につけていくことができるようになっていくためにも、多様な困難ケースにチームで対応していくとともに、適切なタイミングで上司や先輩から指導、技術指導を受けられるようにするなど、一定以上のケース数とそれに対応できる職員数が確保されるということが必要だろうと考える次第です。余り小さ過ぎても、余り大き過ぎても、職員の育成という観点からデメリットがあるのではないかと。やはりこういう点などについても考慮していく必要があるのではないかと。ぜひ、各自治体から意見を聴取していただくことなどによりまして、実情に合った基準づくりにぜひ取り組んでいただければ幸いです。

2点目ではありますが、都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他の市区町村の役割分担のあり方についてということでもあります。特に本県のように小規模な市町村が多い地域におきまして、市町村職員の専門性を高める技術支援を県が担っていくということが極めて大事だと、経験上考えています。

私どもも、平成27年度から中央児童相談所に豊富な経験を有する専門職の市町村支援専門官を配置して、28年度には専任職員2名による市町村支援専門チームというものを設置したところであります。ぜひとも都道府県が小規模な市町村の皆様方をしっかりバックアップしていくような仕組みづくりの応援をいただきたいと思いますと考えているところであります。

もう一点、一時保護解除とか施設入所措置解除によりまして、子どもを家庭復帰させる場合というのは、特に関係機関による見守り体制構築というのが必要になってくるわけで

あります。こういう中において、都道府県において、市町村をはじめ、関係機関の皆様とのよき連携体制をつくるイニシアチブをしっかりと発揮していかなくてはなりません。

そういう意味においても、都道府県の地域をバックアップし、地域をコーディネートする機能。このことをしっかりと応援いただく仕組みづくりというのも非常に重要ではないかと思う次第です。

3点目、人材の確保・育成・人事のあり方についてということであります。私どもも、平成20年に大変痛ましい児童虐待事案がございまして、そのことを受けまして、児童福祉司の人員を平成21年度以降大幅に増員してきたところでありまして、当時18名でありました児童福祉司を現在30名まで拡充いたしているところであります。

今後も専門職の採用を継続していきたいと考えており、さらなる人材確保も必要だと考えているところでもありますけれども、先ほどもお話がございましたように、近年、応募者数も非常に減少し、人材確保が厳しくなっているところでもあります。今後、短期間で大幅な増員を目指す中、人材確保の困難性というのもより増してこようかと思われるところでございまして、ぜひ大学等での養成の拡大とかという点もまた視野に入れていただければと思います。

また、地方においても、児童福祉司等が児童相談所のみでなくて、本庁とか福祉事務所など多様な職務経験を積んでいけるように、そういうキャリアパスをしっかりと構築するというのも大事だと考えておりまして、こういう取り組み、地方自身も努力しますけれども、またぜひ後押しをいただければと思う次第です。

最後、4点目でありますけれども、中核市及び特別区におけます児童相談所の設置に向けて、国が行う施設整備、人材の確保・育成等の支援のあり方についてということであります。一言で言いますと、それぞれの自治体が地域の実情を踏まえて総合的に判断することが基本ということかと思いますが、児童相談所の設置に必要な専門人材の育成、確保とか、財政措置等の支援を十分に行っていただきますとともに、児童相談所の設置の妨げとなっている事情や要因を分析した上で検討していただきますことをぜひお願い申し上げたいと思う次第でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○柴田室長 ありがとうございます。

続いて、太田市長、お願いいたします。

○太田構成員（豊田市長） 豊田市の太田でございます。

中核市市長会の会長という立場と、今年度、中核市市長会の中に児童虐待防止検討プロジェクトというものを急遽立ち上げました。そのプロジェクトの座長も務めております。

中核市は、児相の設置を含めていろいろ話題になっているわけですがけれども、そういう中で、こうした協議の場を設けていただいたことによりまして、中核市の中での協議も充実したものになると思っております。感謝申し上げます。ありがとうございます。

先ほど申し上げました児童虐待防止検討プロジェクトですがけれども、先月7月26日に第1

回の事務担当者会議を開催しております。まずは、現状を把握しよう。そして、把握して現状を分析しようというところから始めております。その中で、児童相談所の設置の話もあるのですが、多くの中核市の首長は、まずは子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点をしっかりと対応しなければいけないという認識でおります。

その中で、まず、子育て世代包括支援センターにつきましては、2020年までの設置に対して、ほぼ全ての中核市が対応する見込みであります。ですので、対応していくに当たって、国や県への要望事項としては、財政的支援、研修機会の確保、情報交換機会の確保といったような声が上がっております。それに対しまして、子ども家庭総合支援拠点につきましては、実は、48市が設置済みまたは設置予定ということで、10市が、具体的にはとまどっている。そんなような状況にあります。

将来なかなか見通しがきかないと答えた市の課題は、例えば心理職等の確保が難しいですとか、既存の支援部門との役割の整理等について庁内の合意形成に至らないですとか、あるいは市が児童相談所と拠点の両方を持った場合の役割分担が課題といったように、いろいろな課題が示されております。

国、県への要望事項につきましては、こちらも財政的支援、職員配置基準の緩和、ハード面での基準の緩和、専門人材の確保、研修機会の確保、技術的な助言や人的支援、先進自治体の情報といったようなことが挙げられております。

児童相談所につきましては、実は、既に金沢、横須賀、明石といったところが対応しておいでです。それに対して、ほぼ設置する予定がないと答えている方も、具体的な数字は明確には把握しづらいのですが、多くございます。

この児童相談所の設置については、この話題が上ったときからいろいろな首長さんともお話しするのですが、なかなか話がかみ合わないなとずっと思ってまいりました。

今回、改めてそれぞれの中核市と都道府県との関係がどうかということについて確認をしたのですが、例えば山口県知事さんがお見えですが、下関市さんは、100%県児相が下関を管轄しています。それに対して、昨年、非常に気の毒な事件になってしまった野田市の例ですが、柏市は野田市も含めたあのエリアを管轄している児童相談所のわずか30%です。つまり、柏市という中核市がありながらも、残り70%分もほかの市町を管轄しているというような状況です。

これほど状況が違ってきますと、実は、中核市の中でも児相に対しての意見がかみ合うはずがないなということを今回改めて感じました。ちなみに、現在、児童相談所の設置を検討しているのが6市あるのですが、その6市はいずれも県児相の管轄分の中の6割を切っているような状況です。大半は5割前後というような状況です。そういう状況の中ですと、やはり単独で児相を設置するほうがいいのかどうかという判断は出てくるのだろうかということは、私は個人的には思いますが、今後、児相の設置について中核市としてどういう考え方の整理をしていくのかについては、引き続き冷静な議論をしていこうと思っています。

そのときに、先ほどありましたけれども、寄り添い型と介入型と分けることによるメリット、デメリット、一気通貫でやることによるメリット、デメリット、いずれもあろうかと思えます。いずれもあろうかと思えますので、それぞれの判断ができるだけ尊重されるような制度設計をお願いしたいと思えます。長年にわたってそれぞれの都道府県と中核市等が関係を築いてきた、それが現在ですので、その経緯も含めてできるだけ尊重していただけるとありがたいと思えます。

もう一点、先ほどの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点なのですが、これは当然中核市だけの話ではなくて、全ての市町村、基礎自治体に関係することですので、ここのところはしっかり押さえられないで、児童相談所の議論だけが行くのかというのはどうも違うのではないかなと思えます。この2つ、包括支援センターと支援拠点の取り組みについては、全国の市町村はいろいろ悩みながらやっていると思えますので、ぜひとも御支援、御指導を賜りたいと思えます。

以上です。

○柴田室長 ありがとうございます。

続きまして、高橋副市長、お願いいたします。

○高橋代理（さいたま市副市長） さいたま市の場合は、現場の実情ということもあろうかと思えますが、さいたま市の取り組みについて御説明をさせていただきたいと思えます。

さいたま市は平成15年度の政令指定都市移行に伴いまして、児童相談所を設置いたしました。これまで受けた児童虐待通告の受理件数でございますが、設置当初に251件でありましたものが、平成30年度におきましては2,937件。増加の一途をたどっております。

本市といたしましては、これは平成20年度から構想がございまして、児童虐待を含め、子ども、家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども、家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するために、専門機関を1カ所に集めまして、子ども家庭総合センターというものを昨年平成30年4月にオープンしたところでございます。

当該センターには、児童相談所のほか、精神保健福祉センター、児童心理治療施設や教育相談室などが入りまして、市長部局、教育委員会を含め、専門機関が連携しながら、各所の相談に、ワンストップといえますか、迅速に対応できるような体制をとったところでございます。

特に、児童虐待対応の中心であります児童相談所への取り組みでございますが、設置時には39人体制でスタートさせていただきましたが、今年4月現在では120人体制まで強化をしたところでございます。

昨年度との比較でも、児童福祉司15名を含む30名の増員を図ったところでございますが、現在、さいたま市は10区の行政区を持っておりますが、各区の関係部局、職員との連携強化もあわせまして、職員個人のスキルアップのために、外部研修、内部研修を積極的に進めております。

また、関係機関との情報共有につきましては、以前から児童相談所に、埼玉県警から職

員の派遣、出向をお願いしておりましたが、今年3月からは、通告のあった全ての児童虐待事案について警察と情報を共有することといたしました。今後におきましても、虐待の早期発見や児童虐待防止対策に係る体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますが、これは保育士も同様でございますが、人材の確保・育成等を含めまして、非常に厳しい現状もございますので、この辺につきまして、何とぞ御指導、御協力のほど、お願いしたいということをして市のほうの意見として述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○柴田室長 ありがとうございます。

次に、成澤区長、お願いいたします。

○成澤構成員（文京区長） 特別区長会副会長の、文京区長の成澤でございます。

特別区の児相設置が可能になりました平成28年の児童福祉法の改正以降、これまで国にさまざまな形で御支援、御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げたいと存じます。

また、今回このような協議の場に特別区も参加させていただいたことにも感謝いたしております。

御案内のように、児童福祉法の改正以降、多くの区で児童相談所の設置に向けた準備、検討を進めているところでございます。来年度には、世田谷区、荒川区、江戸川区の先行3区が開設を予定しております。今後、順次特別区内で児童相談所が設置されてまいります。

今回、協議の場に参画するに当たりまして、これまでの特別区における取り組み経過等を含めて、本日もお示しのありました今後の検討課題に対する特別区の考え方を整理したものを用意しましたので、ワーキングに資料として提出させていただきます。今後の議論の検討材料にさせていただければと思います。

本日は、このうち主立った点について申し上げますが、まずは児童相談所の設置基準についてです。児童相談所の設置基準を定めるに当たりましては、単純に人口規模だけを捉えて考えるのではなくて、地域の特性やケースワーク等の際の交通利便性などの要素も加味して、総合的に検討する必要があると考えております。

御案内のように、特別区には91万人を超えている世田谷区と、6万5000人の千代田区がございますので、同じ基準でいいのかということをお理解いただけるかと思っております。

児童相談所を設置するにはどのような条件を充足する必要があるのかといった検討を十分に行った上で、設置を希望する自治体が地域の実情に応じて設置できるような基準を定めていくことが必要だと思います。このことは、都道府県との役割分担にも当然かかわってまいります。今後、児童相談所設置市が拡大していくことを見据えて、高度に専門的な技術的支援など、児童相談所設置市が単独で担うことが困難な業務に対する支援等を都道府県の役割として明確にする必要があると思っております。

また、児童相談所の設置促進を図っていく際に、中核市や特別区が設置する児相と、都

道府県・指定都市の児相をひとくくりにして議論することには無理があるのではないのでしょうか。児童相談所の設置を促進していくためには、例えば、児童相談所設置市が処理する事務の範囲や実施体制等も含めて、中核市・特別区の児童相談所モデルを幾つかつくるなど、中核市・特別区が設置する児童相談所のあり方について検討することが必要だと思います。

全てがフルスペックである必要は恐らくないのかなと。例えば、一時相談所の共同設置、これは認められていることでありますけれども、さまざまなモデルを考えていくことができると思っております。

次に、人材育成についてです。職員のスキルアップ等を図るために、特別区の児童相談所間での人事交流を積極的に実施することに加えまして、東京都や他県市の児相とも人事交流を実施することが重要で、そのための仕組みづくりに対して国の応援をいただきたいと思っております。

次に、児相の設置に向けた国の支援についてですが、児童相談所の設置に向けた国の支援をより実効性あるものにするために、ヒアリングや意見交換など、児童相談所の設置を希望している特別区の意見を十分に聞く機会を引き続き設けていただくようお願いいたします。

また、社会福祉士や精神保健福祉士の養成カリキュラムが、児童の専門的な分野だけではないものですから、子ども家庭支援に関する科目を充実させることなど、これらの資格保有者が児相で勤務する動機づけとなるような方策を実施するなど、児童福祉司や児童心理司の担い手となる職員の裾野を拡大する取り組みを行うこと。また、児童福祉に熱意のある職員を確保していくために、通常の採用方法に加えて、経験者採用ですとか任期つきですとか、積極的に実施する必要があります。このために、人材の供給源となる福祉系、心理系の大学等の定員拡大、教育内容の充実・強化の取り組みを行う必要があると考えております。

御案内のとおり、23区内では、新しい学部や学科の定員の増設が現在規制によって認められておりませんが、今やこれら児相に必要な人材の確保は取り合いの状態ですので、供給源を増やさない限りは、この取り合いの状態は解決しないと思っております。これらの定員拡大に向けての取り組みを厚労省としても行っていただく必要があると考えています。

また、高い専門性を有する経験豊富な職員を確保し続けることが困難な状況にある中で、児相の専門性を持続可能なものにするためには、職員の負担軽減等も図っていく必要があります。対応経過データやエビデンス等に基づいたリスクアセスメントやケース対応の支援ソフトの開発や、人材育成に関するITツール等について、国が主導して調査、研究を行い、整備の支援をしていただきたいと思います。

また、この間、転居に伴うケースの引き継ぎが課題としてさまざま指摘されておりますので、児童相談所間の引き継ぎルールの徹底や引き継ぎのガイドラインの策定についてもお願いしたいと思います。

加えて、財政支援が不可欠であることは言うまでもありませんので、十分な財政措置について特段の御配慮をお願いしたいと思います。

今後、特別区も積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 ありがとうございます。

次に、吉田市長、お願いいたします。

○吉田構成員（本庄市長） 私、全国市長会社会文教委員会の委員長をこのたび拝命いたしました、埼玉県本庄市の吉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

全国市長会は815の市区町によって構成されております。先ほどから、中核市さん、また、政令指定都市さん、特別区さんというふうにもいろいろとお話ございましたけれども、我々も非常に規模の大きな自治体から、市といっても人口1万人台、2万人台の市まであるわけでございます、非常に千差万別でございます。

全国市長会においては、この6月に子ども・子育てに関する提言をまとめまして、その中に児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援についてということで、7つの項目の提言を出しておるところでございます。これは概要を御説明しながら、いささか所感も含めてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどからお話に出ているとおり、この児童虐待防止対策における都市自治体の役割は非常に増大しているということは我々も認識しているところでございますが、早期発見、早期対応に必要な体制の整備や、支援施策の強化を図るためには、先ほどからお話も出ておりますけれども、専門職の配置に係る財政支援、また、研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援等の提示など、総合的な支援措置の充実をぜひ図っていただきたいということです。

そして、子ども家庭総合支援拠点についても、先ほどから申し上げているように、本当に自治体の規模も全然違うわけでございます。この整備、運営につきましては、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象事業の拡充など、十分な財政措置を講じていただきたいと思いますと考えております。

また、人材ですが、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するためには、児童福祉司を初めとする専門人材の育成・確保についても、また十分な財政措置を講じていただきたいと思いますということでございます。

中核市のお話につきましては、先ほど豊田市長からお話があったとおりでございます。

3点目といたしまして、関係機関と都市自治体との緊密な連携を図っていかなければならない。非常に小さな規模の自治体ですと、例えば私どもの本庄市も、熊谷市にあります県の児童相談所にお世話になっているという状況でございます。1つのパッケージで全部できるわけではございません。いろいろなところと緊密に連携をとっていかなければならないということでございますので、今後、自治体の役割が大きくなってくればるほど、基礎自治体、都道府県、それから、国もそうですし、さまざまな関係機関との役割分担の明確化、また、市区町村にとっては転出入の際の情報提供、引き継ぎルールの一統を図る

など、必要な措置を講じていかなければならないと考えております。

また、調査です。児童虐待防止対策に資する実態把握調査の実施ということ、これまでやってきたし、今後とも強化していくのだらうと思うのですけれども、私もこの調査というのは大事だと思っています。対症療法的な形での施策も非常に大事です。今困っている人、今大変な人、大変な状況に置かれているお子さんをしっかり救っていかなければいけないということ。これは非常に大事ですけれども、やはりなぜこういうことが起きてしまうのかという背景を国民全体で考えていかなければならないのだらうと思っています。

そのためには、なぜこういったことが起きるのか。それをしっかりと調査していく。これは、お子さんの問題だけでなく、例えば経済的な背景であるとか、家庭、家族が置かれている社会的な背景等、いろいろと問題がある。非常に複雑化した世の中の問題というものがあるわけですので、これをやはり国民全体で共有していく。こういうことを起こさないためにはどういふ社会のありようが必要なのかという国民的な議論が必要なのだらうと私は思っております。

そういう中でも、やはり、なぜこれが起きてしまうのか、こういうことが起きてしまうのかという調査をしなくてはいけない。調査をしなければいけないのですが、今度は、現実問題として、一番住民に身近な我々基礎自治体、調査すると言って動かなければいけないのは我々になってくるわけですので。当然これは事務量がふえてくるという問題もございます。

したがって、この調査の実施については、都市自治体の事務負担には配慮していただきたい。効果的な調査方法の検討、それから、調査基準の明確化を図るとともに、これもまた適正な財政措置を講じていただきたい。やらなければいけないことだとはわかっておりますけれども、やる段になって苦勞するのは自治体の職員でございます。ぜひ御考慮いただきたいと思っております。

それから、児童養護施設の退所後のケアは非常に大事だと思っております。家庭的養護の推進に向けた里親制度の普及、啓発等に係る取り組みについても、更なる充実を図るとともに、地域によっては非常に里親に一生懸命取り組んでいるような自治体というか地域もございます。都市自治体独自の取り組みもいろいろとあろうかと思っておりますので、そういったところにもきめ細かく目を配っていただければありがたいかなと。財政措置を含めてお願いしたいと思っております。

そして、児童養護施設につきましては、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換といったことを進めるためにも、設備、運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じていただきたい。そしてまた、一時保護所の環境改善も推進しなければなりません。財政措置の拡充等、必要な措置を講じていただきたいと思っております。

7点目として、最後になりますけれども、母子生活支援施設について、運営の安定化を

図って、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないようにしていただきたいと思っております。

全国市長会からの提言としては、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行っていただきたいということを提言させていただいております。

最後になりますけれども、このような形で国と地方が協議する場を設けていただいたことに、改めて感謝を申し上げると同時に、正直に申し上げて、この815ある非常に千差万別な都市自治体、さまざまな地域的な違いがございますし、ぜひこのさまざまな地域的な違い、都市自治体の規模といったことも配慮した中で、単に一律というだけではなくて、弾力的な施策の運用等を図っていけるように御考慮いただければと思っております。

以上でございます。

○柴田室長 ありがとうございます。

次に、金森村長、お願いいたします。

○金森構成員（舟橋村長） 富山県舟橋村長の金森でございます。

当村では、安心して子育てができる子育て共助のまちづくりを進めているところであります。児童虐待の防止及び適切な対応につきましては、今後この協議の場を通しまして、痛ましい児童虐待に関する事件の根絶を図ってまいりたいと思っております。

また、国におかれましては、これまでの痛ましい事故がなぜ起こったのか、なぜ防げなかったのかなど、児童虐待の発生、重篤化する要因を整理していただきまして、実効性のある対策を総合的に進めていただきたいと思っております。

私からは、子育て家庭を孤立させない子育て共助と、児童虐待防止にかかわる人材について申し上げたいと思っております。

人口が集中する都市部と、中山間地域を含めた町村部では、児童虐待の予防や対応策は大きく異なりますので、一律に語ることはできないと思います。しかし、大都市でも町村部でも共通する基本的なこととして、児童虐待防止対策は、まず子育てが孤立しないようにすることであると思います。そのため、当村においては、保育者には地域の人々と交わる機会や場所を提供し、決して一人ではないという安心感を持ってもらう地域環境をつくるのが大切であると考え、そのような施策を実施しております。

次に、保育士や教師、病院関係者、保育所、保健所の職員などの子どもや保護者とかかわる地域の人々が、ちょっとした異変を見逃すことなく、引き継ぎを共有いたしまして、専門機関につないでいくという当たり前のことをしっかりと行うことが大切であり、子どもを守る地域ネットワークをしっかりと機能させていくことが最も大切なことと考えております。

また、家庭の状況を把握する上では、民生児童委員や家庭訪問の保健師らの果たす役割が大変大きいものでありますので、町村職員の増員要望などにつきまして、財源的な面からしっかりと応えていただきたいと思っております。

また、児童虐待の防止対策を担う人材の育成・確保は全国共通の課題であります。

域間格差が依然としてありますので、見識のある専門家のもとでの研修や、実務を通して専門員を育成するとともに、関係者が地域を問わず必要な研修などを受けることができるような環境整備に配慮いただけますよう、重ねてお願いを申し上げまして、私からの意見とさせていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○柴田室長 ありがとうございます。

続きまして、後藤町長、お願いいたします。

○後藤構成員（神山町長） 全国町村会行政委員長を仰せつかっております、徳島県神山町の後藤でございます。

まずは、このような協議の場にお声がけいただきまして、本当にありがとうございます。感謝いたしております。

昨今の児童虐待の事件につきましては、とても胸が痛むところでございます。先ほど来から、大規模自治体の方々からも御意見が出ておりますが、まさにおっしゃるとおりであると考えます。しかし、私どもの町は人口5,000人という山間の小さな町です。常に住民と顔の見える関係性の中で、祭り、運動会や敬老会といったさまざまな事業を展開しております。そのような中で、実際のところ、大規模自治体の御意見と我々人口5,000人の町の意見、実態というのが本当に一致するかといったら、なかなかそれは難しいところがございます。

基本的に、専門人材の育成や財政支援の重要性についてはもちろん理解しているところでございます。私どもは、本当に住民と顔の見える関係性の中で、何かあれば、おかしいぞと感じたら即行動と考えております。

1つ例を挙げさせていただきますけれども、高齢化率について、私の町は51%です。認知症の方も昨今非常にふえております。ひとり暮らしの高齢者も5,000人の町にあって、五百数十名いらっしゃるということからも、見守りが非常に大切になっております。当然、包括支援センターにおいても頑張らせていただいておりますけれども、高齢者の見守りのネットワークを設置して、現在、展開を図っております。そこには、当然、介護福祉士、町の職員や、保健師、それから、介護事業者の代表の方々、民生委員さん、あるいは地域の駐在所のお巡りさんにも参画していただいて、常に変化があれば対応しております。

今回の児童虐待防止ということについても、地域コミュニティーが日本全国本当に弱くなっているのだなと感じております。特に都市部においては、顔の見える関係性ということについては、なかなか難しいという状況の中で、児童福祉司あるいは児童相談所に頼るだけでいいのかと感じます。

小さな単位で、まず早期発見、早期対応がとれるような体制をとらないことには、実行は非常に難しいのではないのかとも思っております。

本当に児童福祉司さん、児童相談所の方々も大変な業務と思われま。時間をかけても、継続しながらも解決しない問題が多々あるということから、本当に御苦勞をおかけしてお

るのだろうと推察します。しかし、子どもは、昔から言われるように、国の宝、あるいは町の宝という観点で、みんなで育てるという考えを持ち、そして、行動していくということがやはり大事なのではないかと思っております。

全国一律、画一的な体制づくり、計画にするのではなく、小規模町村にも御配慮いただくようお願いいたします。

以上です。

○柴田室長 ありがとうございます。

それでは、ここで時間となりましたので、本日の協議の場を終了させていただきたいと思っております。

本日の協議の場におかれましては、地域の実情も含めて率直な御意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、今後のスケジュールにつきましては、それぞれのワーキンググループの進捗を踏まえまして、年内目処に次回の協議の場を開催させていただければと考えております。具体的な日程につきましては、また事務局より御相談させていただければと考えております。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。御出席いただきました皆様、どうもありがとうございました。